

# 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による 分別解体等に関する行政指導等の実施要領

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この要領は、県土マネジメント部が行う建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「法」という。）の施行に必要な事務のうち、分別解体等に関する指導、助言又は勧告及び命令（以下「行政指導等」という。）について必要な事項を定めるとともに、分別解体等から保管・運搬・処理に至る一連の作業及び石綿等有害物質の処理を適正に確保するため、景観・環境局等との連携について必要な事項を定めることにより、法第9条に規定する対象工事における分別解体等の適正な実施及び対象建設工事以外の工事（解体工事等でその規模が同条第3項又は第4項の建設工事の規模に関する基準未満のもの。以下「対象建設工事以外の工事」という。）における分別解体等の促進を図ることを目的とする。

### (用語)

第2条 この要領において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

## 第2章 行政指導等

### (行政指導等の対象者等)

第3条 行政指導等は、対象建設工事について、法の規定により、発注者、自主施工者又は受注者（下請負人を含む。以下同じ。）に対して行うものとする。

2 対象建設工事以外の工事について、必要があるときは、発注者、自主施工者又は受注者に対して分別解体等の適正な実施に関する指導をすることにより、これらの工事における分別解体等の適正な実施を促進するよう努めるものとする。

### (行政指導等を行う者)

第4条 行政指導等を行う者は、土木事務所長に対する都市計画法等に係る事務委任規則（昭和57年4月奈良県規則第3号）第2項第6号、第3項第2号、第4項及び第5項の規定により、次に定めるとおりとする。

（1） 法第10条第3項の規定による分別解体等の計画に関する命令、法第14条の規定による分別解体等の適正な実施に関する助言又は勧告、法第15条の規定による分別解体等の適正な実施に関する命令及び法第42条第1項の規定による分別解体等の実施状況に関する報告の徴収命令は、土木事務所長（奈良土木事務所の管轄区域にあっては郡山土木事務所、五條土木事務所の管轄区域にあっては高田土木事務所長、宇陀土木事務所の管轄区域にあっては桜井土木事務所長）が行うものとする。

（2） 法第43条第1項の規定による立入検査は、土木事務所長（奈良土木事務所の管轄区域にあっては郡山土木事務所、五條土木事務所の管轄区域にあっては高田土木事務所長、宇陀土木事務所の管轄区域にあっては桜井土木事務所長）が行うものとする。ただし、必要があるときは、技術管理課長（又は知事）がこれを行ふことがある。

2 前条第2項に規定する指導は、管轄する土木事務所長が行う。

3 土木事務所長は、必要があると認めたときは、技術管理課長に技術的助言を求めることがある。

### (土木事務所内会議等)

第5条 土木事務所長は、前条第1項に規定する助言、勧告又は命令をしようとするときその他必要と認めるときは、土木事務所内に土木事務所長を長とする会議（以下「所内会議」という。）を設置し、助言等の実施について所内会議の議を経るものとする。

2 土木事務所長が、第9条に規定する指導を行ったとき又は前条第1項に規定する立入検査を

行ったときは、所内会議に報告するものとする。

- 3 所内会議の組織及び運営については、県土マネジメント部長が定めるものとする。
- 4 土木事務所長は、前条第1項に係る情報及び第16条第3項に係る必要な情報について、技術管理課長に速やかに報告するものとする。
- 5 土木事務所長は、事案概要を事案概要書（別記様式第3号）により定期的に技術管理課に報告するものとする。

（対象建設工事の届出等）

第6条 法第10条第1項の規定により提出される届出書（同条第2項の規定により提出される変更届出書を含む。以下「届出書」という。）及び分別解体等の計画等（以下「届出書等」という。）の様式は、別記様式第1号及び第2号によるものとする。

- 2 法第11条の規定による通知は、別記様式第4号によるものとする。
- 3 届出書等を受理する場合において、発注者及び受注者、分別解体等の計画等を明確にする観点から、各項目について記載内容の審査を行うとともに、特に解体工事に石綿等有害物質が含まれているときは、当該有害物質に係る工事着手前に実施する措置、分別解体等の作業内容及び解体方法について留意するとともに、関係法令による所要の手続などについて指導するものとする。
- 4 届出は、原則として発注者本人又は自主施工者本人が、土木事務所に行うものとする。ただし、発注者本人の代理として届出を行う者であって委任状（別記様式第5号）に記載されたもの（以下「代理人」という。）が届出を行う場合又は発注者本人に代行して届出書等を提出する者（以下「代行者」という。）が行う場合はこの限りでない。
- 5 代行者は、届出に係る書類の提出のみを行う者であり、加筆、修正及び削除はできない。
- 6 土木事務所長は、届出書等に必要な記載事項が適切に全て記載されているとともに、必要な図書が全て添付されていることを確認した後でなければ、これを受理してはならない。届出書等の提出時に、記載漏れや記載内容の誤り等を発見した場合は、その場で追加記載又は記載事項の訂正を指導するものとする。
- 7 前項の指導は、発注者又は自主施工者に対して行う。ただし、代理者によって提出された場合は、その代理者に対して行うことができる。
- 8 土木事務所長は、届出書等の受理後に記載漏れや記載内容の誤り等を発見した場合は、指導により追加記載又は記載事項の訂正を求めるものとする。
- 9 建築基準法（昭和25年法律第201号）第15条第1項の規定による建築物除却届等他法令により解体工事に係る情報を含むものについては、管轄する土木事務所に提出される図書と、届出書等との突合を図り、無届けの防止に努める。
- 10 届出書等の受理後、発注者が当該対象建設工事を取り止める場合は、土木事務所長の判断により必要に応じて発注者から取止届（別記様式第6号）の提出を受けるものとする。
- 11 土木事務所長は、届出書等の受理後、当該工事が対象建設工事でないことが判明した場合において必要と認めるときは、届出対象外報告書（別記様式第7号）の提出させるものとする。
- 12 土木事務所長は届出書等を受理した場合、受付台帳（別記様式第8号）に記録し保管を行うものとする。
- 13 土木事務所長は届出書等を受理した場合において、届出済シールを発注者又は自主施工者に交付し、工事現場に掲示された標識に貼付するよう指導するものとする。

（無届け工事の取扱い）

第7条 土木事務所長は、届出書等を提出せずに対象建設工事が着手された場合、発注者、自主施工者又は受注者に対して、法第42条の規定により報告の徴収を行うほか、必要に応じ法第43条第1項の規定により職員に立入検査をさせることができる。

- 2 土木事務所長は、受注者が対象建設工事について、法第9条に規定する適正な分別解体等を実施していない場合又はその恐れがある場合は、工事の中止等改善のために必要な措置を法第14条の規定による助言若しくは勧告又は法第15条の規定による命令により行うものとする。この場合において、発注者に対して必要に応じて法第51条第1号の規定の適用に必要な手続を行うものとする。

#### (分別解体等の計画等に関する命令等)

- 第8条 法第10条第3項に規定する分別解体等の計画に関する命令は、受理した届出書に添付された分別解体等の計画の変更すべき事項について、変更届出書の提出を命じるものとする。
- 2 前項に規定する命令は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則（平成14年国土交通省・環境省令第1号。以下「規則」という。）第2条第2項第2号から第8号までに規定する事項等に関して行うものとする。
- 3 発注者又は自主施工者から補正の申出があった場合は、命令を発する前に限り受理することができる。
- 4 第1項の命令は、行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第4号に規定する不利益処分に該当するが、同法第13条第2項第1号の規定に該当する場合は、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないことを原則とする。
- 5 第1項の命令に係る行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による審査請求の窓口は、技術管理課とする。
- 6 第1項の命令を受けた者が当該命令を履行しない場合は、法第50条第1号の規定の適用に必要な手続を行うものとする。

#### (分別解体等の適正な実施に関する指導)

第9条 土木事務所長は、対象建設工事について、分別解体等の適正な実施を確保するため、法及び関係法令の規定が適正に実施されていない事項について、立入検査を行った分別解体等の現場又は受注者の営業所その他の営業に關係のある場所において指導するものとする。

なお、この立入検査は、受注者の営業所等が当該土木事務所（奈良土木事務所の管轄区域にあっては郡山土木事務所、五條土木事務所の管轄区域にあっては高田土木事務所、宇陀土木事務所の管轄区域にあっては桜井土木事務所）の管轄の区域外にある場合でも行うことができる。

- 2 これらの指導は、指針を勘案して行い、指導票を交付するに当たっては、次の各号に規定する違反行為がある場合において、当該各号に定める措置とする。ただし、対象建設工事以外の工事については、現地確認（発注者、自主施工者又は受注者の承諾を得て検査を伴わない任意の立入を行う場合をいう。以下同じ。）を行った分別解体等の現場において、第1号、第5号から第9号まで、第11号及び第12号に規定する事項について、前項に規定する指導を行うことができる。

- (1) 解体工事業の登録又は建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項による土木工事業、建築工事業又はとび・土工工事業に係る許可を受けずに解体工事を請け負っている（以下「無登録等業者による工事」という。）場合 当該工事の中止を指導し、建設業指導室に取り次ぐ。建設業指導室は、無登録については法第48条第1号の適用に必要な手続を行うこと。
- (2) 届出書等が工事着手日の7日前までに提出されていない場合 当該工事の中止を指導するとともに、土木事務所長は第7条に基づく措置を行うこと。
- (3) 元請から発注者に、届出事項の説明・書面交付が適切に行われていない場合 法第12条第1項の規定による届出事項の説明及び書面交付を行うよう指導すること。
- (4) 元請から下請に、届出事項の告知が適切に行われていない場合 法第12条第2項の規定による告知を行うよう指導すること。
- (5) 規則に従った分別解体等が行われていない場合 当該工事の施工が規則第2条第1項第3号及び第4号の基準に適合するように、工事期間の確保、工程の変更、解体方法又は施工方法の変更その他必要な措置を指導する。また、必要がある場合には、当該工事の一時中止を指導すること。
- (6) 技術管理者又は主任技術者（監理技術者）が選任されていない場合 解体工事業者は法第31条、建設業者は建設業法第26条の規定により、それぞれ技術者を選任・配置するよう指導し、建設業指導室に取り次ぐ。建設業指導室は、解体工事業者については法第51条第3号の適用に必要な手続を行うこと。
- (7) 技術管理者が解体工事に従事する者を適切に監督していない場合 法第32条の規定

による監督体制とするよう指導すること。

(8) 解体工事業者・建設業者の標識が公衆の見やすい場所に掲示されていない場合　解体工事業者は法第33条、建設業者は建設業法第40条の規定に従って、解体工事業者又は建設業者の標識を掲示するよう指導すること。

(9) 営業に関する帳簿の備付け・記載・保存が適切に行われていない場合　解体工事業者は法第34条、建設業者は建設業法第40条の3の規定に従って帳簿を整備するよう指導し、建設業指導室に取り次ぐこと。

(10) 請負契約書に、①分別解体等の方法・費用　②再資源化等の施設・費用が適切に記載されていない場合　特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条各号の項目を適切に記載するよう指導すること。

(11) 請負代金が必要な費用を適切に負担できる金額でない場合　請負契約において解体工事に要する費用、再資源化等に要する費用の記載を義務づけている趣旨を指導すること。

(12) 石綿の飛散等その他の違反内容の場合　石綿等有害物質の飛散防止等のため措置、特定建設資材廃棄物の再資源化等その他の事項について指導すること。

3 前項の指導は、口頭指導のほか建設リサイクル監視指導票（以下「指導票」という。）（別記様式第9号）を交付して行うものとする。

4 土木事務所長は、前項各号に規定する措置のほか、当該工事現場の状況、施工の状況等個別の事情により必要な措置を指導することができる。

5 これらの指導は、行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分に該当しない。

6 土木事務所長は、対象建設工事以外の工事については、現地確認（発注者、自主施工者又は受注者の承諾を得て検査を伴わない任意の立入を行う場合をいう。以下同じ。）を行った分別解体等の現場において、第2項第1号、第6号から第9号まで、第11号及び第12号に規定する事項について、指導をすることができる。石綿等有害物質の飛散又はそのおそれがある等、建設業者が建設工事を適切にしなかったために公衆に危害を及ぼした場合又は危害を及ぼすおそれがある場合には、直ちに景観・環境総合センターに情報提供するとともに、建設業指導室に報告するものとし、建設業指導室は、建設業法に基づく必要な指導を行うものとする。

7 土木事務所長は、第2項各号及び第6項に規定する違反内容等について、発注者、自主施工者又は受注者に対して、事情の聴取や報告を求めることができる。

#### （分別解体等の適正な実施に関する助言・勧告）

第10条 法第14条に規定する分別解体等の適正な実施に関する助言又は勧告は、前条第2項第5号に規定する事項について、分別解体等の適正な実施を確保するために必要がある場合（指導を行ってもなお当該指摘事項の改善に必要な措置を執らない場合を含む。）に行う。

2 前項の助言又は勧告は、指針を勘案して行うものとし、規則で定める基準に従い、解体工事の工程、分別解体の方法等について行う。

3 第1項の助言又は勧告は、土木事務所長が受注者又は自主施工者に対して助言又は勧告書（別記様式第10号）により行う。なお、必要があるときは、知事がこれを行うことがある。

4 この助言又は勧告は、行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分に該当しない。

#### （分別解体等の適正な実施に関する命令）

第11条 法第15条に規定する分別解体等の適正な実施に関する命令は、第9条第3項第5号に規定する事項について、正当な理由無くして分別解体等の適正な実施に必要な行為をしない場合（指導票による指導又は前条第1項に規定する助言又は勧告を行ってもなお当該指摘事項の改善に必要な措置を執らない場合を含む。）において、特に必要がある場合に行う。

2 前項の命令は、指針を勘案して行うものとし、規則で定める基準に従い、分別解体等の適正な実施の確保を図るため、分別解体等の方法の変更及びその他必要な措置を取るべきことなどについて行う。

3 第1項の命令は、土木事務所長が受注者又は自主施工者に対して、命令書（別記様式第11号）により行うとともに、受領書（別記様式第12号）を徴するものとする。

なお、必要があるときは、知事がこれを行うことがある。

- 4 第1項の命令は、行政手続法第2条第4号に規定する不利益処分に該当するが、同法第13条第2項第1号の規定に該当する場合は、聴聞又は弁明の機会の付与を行わないことを原則とする。
- 5 第1項の命令についての行政不服審査法による審査請求の窓口は、技術管理課とする。
- 6 第1項命令を受けた者が当該命令を履行しない場合は、法第49条の適用に必要な手続を行う。
- 7 当該対象建設工事の一時中止を命令した場合で、命令どおりの是正が行われたときは、命令の解除（別記様式第13号）により一時中止命令の解除を受注者又は自主施工者に通知するものとする。

（分別解体等の実施状況に関する報告の徴収等）

- 第12条 土木事務所長は、分別解体等の適正な実施を確保するために必要な限度において、法第42条の規定により、分別解体等の実施状況に関する報告の徴収命令を行うものとする。
- 2 前項の命令は、第10条に規定する助言若しくは勧告又は第11条に規定する命令しようとする場合や無届けで施工した場合などに、経緯や分別解体等の方法に関する事項、法第12条の規定による届出に係る事前説明、法第13条の規定による請負契約に係る書面の記載事項その他分別解体等に關し必要と認められる事項について確認するために行う。
  - 3 第1項の命令は、土木事務所長が発注者、自主施工者又は受注者に対して、報告書の徴収について（別記様式第14号）により、報告書（別記様式第15号）の提出を求めるこことにより行う。事情聴取を行った場合は、報告書の提出に加え、事情聴取調書（別記様式第16号）にその内容を記載する。
  - 4 第1項の命令についての行政不服審査法による審査請求の窓口は、技術管理課とする。
  - 5 第1項の命令を受けた者が当該命令を履行しない場合は、法第51条第4号の規定の適用に必要な手続を行う。

（立入検査）

- 第13条 土木事務所長は、分別解体等の適正な実施を確保するために必要な限度において、対象建設工事の現場又は対象建設工事受注者の営業所その他営業に關係のある場所において立入検査を行うことができる。
- 2 立入検査を行う場合は、事前に発注者及び自主施工者に対し、立入検査の実施について（別記様式第17号）により立入検査の通知を行うものとする。
  - 3 立入検査は、2名以上の職員で行うものとし、立入検査証を携帯し、関係者に提示しなければならない。
  - 4 立入検査は、工事現場における発注者、自主施工者又は受注者らの報告の徴収、現場の写真撮影、周辺状況の把握等を行い、建設リサイクル現地立入検査書（別記様式第18号）を作成するとともに、必要に応じて、適切な指導を行うものとする。
  - 5 必要があると認めるときは、受注者の営業所その他営業所に關係のある場所に立ち入り、帳簿その他の物件を検査するとともに、その検査結果については、建設リサイクル現地立入検査書に記録するなど文書にして保存する。
  - 6 第1項に規定する対象建設工事に係る立入検査については、立入検査が拒まれ、妨げられ、又は忌避された場合は、法第51条第6号の規定の適用に必要な手続を行う。

### 第3章 景観・環境局等との連携

（組織の連携）

- 第14条 県土マネジメント部は、分別解体等から保管、運搬、処理に至る一連の作業において石綿等有害物質の適正な処理を確保するため、景観・環境局、管轄する市町村、奈良労働局及び労働基準監督署との間で情報共有等の連携を図るものとする。
- 2 県土マネジメント部は景観・環境局、管轄する市町村、奈良労働局及び労働基準監督署との間で情報共有を行う場合、送付書（別記様式第19号）に必要となる書類を添付し送付するもの

する。

(届出書等の送付による情報共有)

第15条 届出書等は、管轄する土木事務所が2部受理し、うち1部を景観・環境総合センターに送付する。自主施工（事業活動を伴わない工事に限る。以下同じ。）で一般廃棄物に関するものである場合は、届出書等の写しを管轄する市町村に送付する。

- 2 土木事務所は、石綿等有害物質に係る記載がある届出書等を受理したときは、その写しを管轄する労働基準監督署に送付する。
- 3 土木事務所は、特定建設資材廃棄物のうち特に建設発生木材の再資源化等が適正に実施されるよう、届出書等の建設発生木材の欄の記入についての指導に配慮するものとする。
- 4 景観・環境総合センターは、土木事務所及び樋原市、生駒市（以下「土木事務所等」という。）から送付される届出書等の記載内容を踏まえ、特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施に関する行政指導等を行い、特に建設発生木材の再資源化等を促進するために土木事務所等と情報を共有する。
- 5 県は、一般廃棄物の適正な処理を促進するために市町村と情報を共有するよう努めるものとする。

(違反事案等における連携)

第16条 土木事務所又は景観・環境総合センターは、苦情・通報等があったときは現地確認を行ふとともに、法その他関係法令の違反がある場合又はそのおそれがあることを把握した場合において、直ちに、もう一方（以下「相手方」という。）に対して情報提供するとともに、土木事務所にあっては、第1号から第3号までの規定のうち不適正な分別解体等に係る事項及び第4号に規定する事項について、景観・環境総合センターにあっては、第3号の規定のうち不適正な再資源化等に係る事項、第4号及び第5号に規定する事項について、各号の後段に規定する報告の徴収（事情聴取を含む。）、立入検査等必要な調査（以下「事情聴取等」という。）を速やかに行い、その結果及び行政指導等について相手方に情報提供をするものとする。

なお、必要と認められる場合は土木事務所又は景観・環境総合センターは、相互に連絡を取り合い合同で事情聴取等を行うものとする。また、違反事案、苦情・通報情報については、必要に応じて市町村に情報を提供することができる。

- (1) 無届け（変更の無届けを含む。）工事であることが判明した場合 土木事務所は、発注者、受注者又は自主施工者（以下「発注者等」という。）に対して事情聴取等を行う。
  - (2) 無登録等業者による工事であることが判明した場合及び技術管理者又は主任技術者（監理技術者）を選任していない場合 土木事務所は直ちに技術管理課及び建設業指導室に対して工事概要等について情報提供する。建設業指導室は、受注者に対して事情聴取等を行う。
  - (3) 対象建設工事について、不適正な分別解体等及び再資源化等が実施されている場合又はそのおそれがある場合 不適正な分別解体等に係る事項について、土木事務所は受注者又は自主施工者に対して、不適正な再資源化等に係る事項については景観・環境総合センターは受注者に対して、事情聴取等を行う。
  - (4) 建築物等に石綿等有害物質が使用されており、不適正な分別解体等、保管、運搬若しくは処分が実施されている又はそのおそれがある場合（解体工事完了後で石綿等有害物質の使用の有無が不明な場合を含む。） 土木事務所又は景観環境総合センターは、直ちに相手方に工事概要等を情報提供する。その後速やかに、土木事務所は建設リサイクル法により、景観・環境総合センターは所管する法律により事情聴取等を行う。
  - (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）等関係法令違反又はそのおそれがある場合 景観・環境総合センターは、所管する法律により事情聴取等を行う。なお、その結果、不適正な分別解体等及び再資源化等が実施されている場合又はそのおそれがある場合には、土木事務所に情報提供するとともに、必要がある場合は合同で事情聴取等を行い、また、技術管理課、環境政策課、廃棄物対策課は情報共有を行う。
- 2 土木事務所又は景観・環境総合センターは、自主施工で一般廃棄物に関するものであって、

法その他関係法令の違反がある場合又はそのおそれがある場合においては、管轄する市町村に必要な情報を提供するものとする。

- 3 土木事務所は、第1項第2号の規定に該当する場合は建設業指導室に、同項第1号及び第4号の規定に該当する場合並びに同項第3号の規定に関連して助言又は勧告及び命令の措置を行うとする場合その他必要があると認める場合は技術管理課に対して、速やかに必要な情報を報告するものとする。
- 4 土木事務所は、違反事案を確認した場合は、違反調査報告書（別記様式第20号）に必要となる書類を添付し、技術管理課及び景観・環境総合センターに報告する。

（奈良労働局健康安全課等への情報提供）

第17条 前条第1項第5号（同号に規定する保管、運搬又は処分を除く。以下この条において同じ。）の規定に該当する場合は、逐次、土木事務所及び景観・環境総合センターは、管轄する労働基準監督署に情報提供する。

- 2 前条第1項第5号に規定する事情聴取等の結果及び行政指導等について、土木事務所は技術管理課に報告し、景観・環境総合センターは環境政策課に、速やかに報告する。
- 3 環境政策課は、前項の報告を奈良労働局健康安全課に速やかに情報提供するとともに、その旨を技術管理課に報告する。

（立入検査における連携）

第18条 適正な分別解体等及び再資源化等の実施並びに石綿等有害物質及び産業廃棄物の適正な処理を確保するため、法第43条又は関係法令による立入検査について、必要がある場合は、土木事務所と景観・環境総合センターの職員が合同で実施するものとする。

- 2 第16条第1項第5号の規定に該当する場合、土木事務所及び景観・環境総合センターの職員は、必要がある場合は、相互に連絡を取り合い管轄する労働基準監督署の職員と合同で立入検査を実施することについて、当該労働基準監督署に要請するものとする。
- 3 廃棄物の再資源化等を行う施設（受注者自ら処理するものに限る。）が奈良市の区域に所在する場合は、奈良市の職員と合同で立入検査を行うことができる。

（定期パトロールにおける連携）

第19条 土木事務所は、対象建設工事を対象に、別に定める「パトロール実施要領」により、定期的にパトロールを実施するものとする。

- 2 景観・環境総合センターは、土木事務所並びに橿原市及び生駒市から送付される届出書等に記載の対象建設工事を対象に、定期的にパトロールを実施するものとする。
- 3 土木事務所のパトロールは適正な分別解体等の確保を、景観・環境総合センターのパトロールは適正な再資源化等の確保を図る観点から調査することを目的とする。
- 4 土木事務所は、パトロール実施結果を、届出件数及びパトロール結果報告書（別記様式第21号）、建設リサイクル法パトロール巡回調査日報（別記様式第22号）、受付台帳（別記様式第8号）及び違反台帳（様式第23号）により、技術管理課長に報告するものとする。

（解体工事等に係る連絡調整会議）

第20条 解体工事等について、第16条第1項第5号の規定に該当する場合等重大な事案については、建設リサイクル法、廃棄物処理法、大気汚染防止法の所管課である技術管理課、廃棄物対策課、環境政策課その他関係課、関係出先機関から構成される「解体工事等に係る連絡調整会議」を設置し、速やかな情報伝達や対応方針の協議などを行うものとする。

- 2 「解体工事等に係る連絡調整会議」の組織及び運営に關し必要な事項は、別に定める。

<本要領に係る様式>

様式第1号(第6条関係)	届出書及び分別解体等の計画等
様式第2号(第6条関係)	変更届出書及び分別解体等の計画等
様式第3号	事案概要書
様式第4号(第6条関係)	通知書
様式第5号(第6条関係)	委任状
様式第6号(第6条関係)	取止届
様式第7号(第6条関係)	届出対象外報告書
様式第8号(第6条関係)	受付台帳
様式第9号(第9条関係)	建設リサイクル監視指導票
様式第10号(第10条関係)	助言又は勧告書
様式第11号(第11条関係)	命令書
様式第12号(第11条関係)	受領書
様式第13号(第11条関係)	命令の解除
様式第14号(第12条関係)	報告の徴収について
様式第15号(第12条関係)	報告書
様式第16号(第12条関係)	事情聴取調書
様式第17号(第13条関係)	立入検査の実施について
様式第18号(第13条関係)	建設リサイクル現地立入検査書
様式第19号(第14条関係)	送付書
様式第20号(第16条関係)	違反調査報告書
様式第21号(第19条関係)	届出件数及びパトロール結果報告書
様式第22号(第19条関係)	建設リサイクル法パトロール 巡回調査 日報
様式第23号(第19条関係)	違反台帳

平成14年 8月28日決裁 平成14年 8月30日施行  
改正 平成25年 7月 1日決裁 平成25年 7月16日施行